

年 度 計 画

〔平成19年度〕

国立大学法人九州大学

目 次

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	2
(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	4
(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	6
2 研究に関する目標を達成するための措置	7
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	7
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	9
3 その他の目標を達成するための措置	12
(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置	12
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置	16
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制に関する目標を達成するための措置	19
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	20
3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	20
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	21
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	22
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	23
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	23
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	23
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	24
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	24
(1) 新キャンパス統合移転整備	24
(2) 既存キャンパス整備	25
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	26
VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	27
VII 短期借入金の限度額	27
VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	27
IX 剰余金の使途	27
X その他	
1 施設・設備に関する計画	28
2 人事に関する計画	29
(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画	30
別表（学部の学科, 学府の専攻等）	33

平成19年度 国立大学法人九州大学の年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学士課程

① 全学教育

- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、教養教育、外国語教育、情報処理教育、基礎科学教育等のバランスのとれた教育を実施する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、豊かな教養の基盤を形成する教育を実施する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、外国語教育を実施する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、情報化社会の様々な分野で活躍できる基盤を形成できる教育を実施する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、各専門分野の基礎的な能力を育成する教育を実施する。
- キャリア教育授業を実施するとともに、現在実施しているキャリアガイダンス、自己啓発セミナー、インターンシップ等を評価・検証する。

② 学部専攻教育

- 各学部の専攻教育の改善に関する案を基に、その整合性等を勘案しながら「チャレンジ21（仮称）」の実施計画を策定する。
- これまでのプログラム等を検証し、「公務員試験対策講座」等の実施を推進するとともに、各部局における各種国家試験、公的資格に係る講座やガイダンス等を実施し、各種国家試験の合格率の向上を図る。

2) 大学院課程

- 各学府(専攻)の明確な教育目標に沿った教育を実施する。
- 専門職大学院コンソーシアムにより、実施している相互履修制度を活用する。
- 再チャレンジ支援プログラムを作成し、関係学府において実施する。

3) 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 各部局で取りまとめている各種統計資料及びその分析結果を基に大学教育の現状並びに問題点を把握、改善を促す。
- 学生による授業評価を行うとともに、実施した授業評価を分析する。
- 卒業生・修了生の進路に関する調査について、先行して取り組んでいる部局の状況を基に、全学にフィードバックを行い、未実施の部局への実施を促進する。
- 卒業生及び修了生を対象とした本学での学習の成果についての調査を実施する。
- 雇用者等を対象とした卒業生及び修了生の能力についての調査を実施する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1) 学士課程

① 学部入学者選抜に関する具体的方策

- アドミッションポリシーの周知を図るため、効果的な広報活動を継続する。
- 各種入学者選抜方式の追跡調査を実施するとともに、これまでの追跡調査の結果を踏まえて、AO選抜を含め入学者選抜方法の改善策を継続的に検討する。
- 平成18年度作成の素案を基に、高校との連携協力を実施する。
- 学生が文系学部間で柔軟な履修が可能となる教育システムの素案を策定する。
- 資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる方策として、本学独自の奨学金制度を活用し、海外オフィス等を通じての推薦制度の導入及び海外プロモーション活動の充実・拡大を図る。

② 教育課程に関する具体的方策

(高校教育からの円滑な接続)

- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムが高等学校における履修内容に留意した科目となっているかを検証する。

(教養と専門性の基盤形成)

- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、豊かな教養の基盤となる教育を実施する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、各専門分野の基礎的な能力を育成する教育を実施する。

(国際性の基盤形成)

- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、国際化に伴う現代社会の諸要求に応えられる外国語教育を実施する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、英語教育に係る科目及び平成18年度に入学した各学部学生の英語運用能力を分析し、授業科目毎に到達目標を定め、1年次後期及び2年次前期に英語の授業を充実する。
- 英語による授業科目を開講する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、アジア言語の科目を充実する。

(情報化社会への対応能力の育成)

- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、情報処理技術の基礎を身に付けさせるための科目を充実する。

(社会性の育成)

- キャリア教育授業を実施するとともに、現在実施しているキャリアガイダンス、自己啓発セミナー、インターンシップ等を評価・検証する。
- 学生の社会参加を積極的に促進するためのボランティア活動等の成果に基づき全学教育科目として認定できる制度を創設する。

(カリキュラムの広がり と 体系性の確保)

- 総合選択履修方式により履修選択するうえで各学部のシラバスを閲覧しやすい環境を整備する。
- 学生が文系学部間で柔軟な履修が可能となる教育システムの素案を策定する。

- 「21世紀プログラム」課程の教育成果を学内外に公開するとともに、「チャレンジ21（仮称）」の具体化によって、「21世紀プログラム」課程の教育経験を全学に還元する。

(大学院教育への接続)

- 大学院開放科目の拡充のため、弾力的な運用ができる環境を整備する。

③ 教育方法に関する具体的方策

(シラバスの活用)

- シラバス項目の全学統一の浸透，記載事項充実のための指針の策定ならびに未公開のもの学外公開を推進する。

(授業形態の整備)

- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、「読む，書く，調べる，発表する，討論する」等の学問を進めていく上での基礎的な能力を育成する教育を実施する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき，体験型授業を取り入れた教育を実施する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき，英語科目「英語ⅢA」において能力別クラス編成を継続して実施する。

(TAの活用)

- TA（ティーチング・アシスタント）の雇用に関する指針に沿ってTAが雇用され，効果的に配置されているか調査・分析する。

④ 成績評価に関する具体的方策

- 平成19年度入学者からGPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を実施する。

2) 大学院課程

① 大学院入学者選抜に関する具体的方策

- 全学的ガイドラインに基づきアドミッションポリシーを検証する。
- 学府での取り組み状況を取りまとめ，博士後期課程の定員充足の対応策を検討し，学府の取り組みを支援する。
- ホームページでアドミッションポリシーを学外に公表するとともに，部局での学外への周知方法を取りまとめ部局にフィードバックする。
- 資質の高い外国人留学生を積極的に受け入れる方策として，留学情報提供の充実，本学独自の奨学金制度を活用し，協定校等へのリクルート活動，海外プロモーション活動の充実・拡大を図る。
- 各学府において，他大学の入学者選抜方式等の調査を参考に入学者選抜方式の改善を図る。

② 教育課程に関する具体的方策

- 大学院共通教育プログラムの実施計画を策定し，実行する。
- 文系各学府で明確な教育目標に沿った教育課程を実施するとともに，過去の授与率を調査し，博士の学位取得を促進する資料とする。
- 各学府における英語による授業科目の開設を推進する。

③ 教育方法に関する具体的方策

- 各学府における教育指導内容を充実するため，複数教員による指導体制を調査・分析す

る。

- 各学府の教育目標に照らし、体験型科目を充実する。
 - 本学学生のアジア留学を促進するため、アジア学生交流プログラム（ASEP）による単位互換を伴う学生交流協定締結校を増加させることとし、各大学と協議を進める。また、アジアの大学への留学情報を効果的に学生に伝達し、その将来的なメリットを理解させる。同時に海外短期語学研修制度（韓国語・中国語）を実施し、アジア留学を促進する。
 - 大学教員志望学生の教育能力向上を図るために、TAに採用された学生に対し、教育能力育成に関するアンケート調査を実施する。
- ④ 成績評価に関する具体的方策
- 各学府において授業の達成目標に基づいた明確な成績評価基準を策定する。
 - 各学府において成績評価基準の策定や成績評価を定期的実施する成績評価体制を確立する。
 - 指導体制・指導方法の改善により学位授与率の向上を図る。

（3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1）教員組織編成に関する具体的方策

（教員組織の整備）

- 大学院・学部教育に学府・研究院制度を活用し、柔軟な組織編成を行う。
- 複数の研究院が参画する学府、学部教育等の責任ある実施体制の維持の観点から、協議会等を活用する。

（教育実施体制の整備）

- 高等教育開発推進センターに「自己点検・評価委員会（仮称）」を設置し、全学教育の点検・評価を実施する。
- 全学教育への全学教員出動体制を具体化する。
- 「21世紀プログラム」課程の課題に対する対策と改善案を策定し、実施へ向けた体制改革を行う。

2）教育環境の整備に関する具体的方策

（教育施設の活用）

- 講義室予約システムの六本松地区、大橋地区、伊都地区における運用状況を検証するとともに、遠隔講義設備の効率的運用を検討する。

（情報技術の活用）

- 各部局において、情報通信技術を利用した教育の情報化を拡充する。
- 各キャンパス・各部局における教育用マルチメディア設備に係るニーズ調査の実施とそれに基づく整備・充実を図る。

3）教育の質の向上及び改善に関する具体的方策

（自己点検・評価の継続的实施）

- 高等教育開発推進センターに全学教育に係る「自己点検・評価委員会（仮称）」を設置するとともに、各部局は、教育目標に照らした教育の取り組みや成果についての自己点検・評価を行う。

- 教員の教育活動に関する評価を含む教員業績評価を試行し、実施方法を検証する。また、評価制度の有効な活用について検討する。
- 全学教育活動表彰を実施するとともに、授業評価結果の部局へのフィードバックを組織的に行う。
- 全学教育において、学生や教員の推薦に基づいて選考する「全学教育優秀授業賞」及び「全学教育功労賞」を創設する。

(FDの充実)

- 全教員に係るテーマを全学FD委員会において検討し、効果的なFDを実施する。
- 全学FD委員会において定めた方針により、各部局におけるFDの実施状況を報告させる。
- 教員の全学FD又は部局のFDのいずれかのFDへの参加を義務づける。

(教育改善のための研究開発支援)

- 教育研究プログラム・研究拠点形成プロジェクト(P&P)のCタイプにおいて、教育内容改善等のため、継続的に支援する。また、成果の有効利用を図るため、継続課題についてはヒアリングを、終了課題については成果報告会を行い、点検・評価を実施する。

4) 附属図書館の整備と活用に関する具体的方策

- 電子ジャーナル経費の共通経費化を実施する。
- 利用者のニーズに応じて図書館の学習スペース改善と授業連携を進める。
- 電子リソースの有効活用をはかるためのリンクサービスを強化し、ホームページや My Library機能の利用促進をはかる。
- ICタグ、個人認証システム、自動書庫等の新技術の図書館への活用を進める。
- 六本松地区の伊都地区への直接移転に対応した図書館サービス計画の策定を行う。
- 高度な知識を持った図書館員の育成を目的として平成18年度から開始した「ステップアップ研修」を継続し、内容の拡充をはかる。
- 文献複写の電子的送信(DDS)サービスについて、円滑な運用をはかる。
- 早朝開館のための環境整備を行う。
- 海外(特にアジア)の大学図書館との交流と相互利用を継続して進める。

5) 学内共同教育に関する具体的方策

- 入学者選抜、高等学校との連携、教育支援、教育方法等の在り方について、総合的な研究開発を行うとともに、全学教育の支援業務を行う。
- 外国人留学生に対する日本語、日本文化・日本事情等の教育及び就学・生活上の指導助言を行うとともに、海外留学を希望する学生に対する就学・生活上の指導助言を行う。
- 健康科学に関する研究並びに保健及び体育に関する教育を行うとともに、職員、学生の保健管理及び体育指導に関する専門的業務を行う。
- 医学・歯学・薬学・保健学の分野に関する実習及び演習を通じて医療系分野の知識の統合的理解を促すため、指導及び助言を行い、併せて自学自習に共用させ問題解決型能力を育成する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学生への学習支援に関する具体的方策

(修学相談)

- 各部局において、修学相談状況等を検証し、より充実した相談システムへの改善を図るとともに、学生生活・修学相談室及び各部局の修学相談体制と連携をとりながら活動状況を全学で共有化する。
- 平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、人格形成を促進する教育を実施する。
- 個々の相談活動の分析から明らかになった学生期の心理的問題を、全学教育での人格形成を促進する科目の内容に反映させることを継続して行うとともに、受講生の反応を分析し、個別相談と全学教育の一層の連動を図る。
- 伊都キャンパス移転学生を対象としたアンケート調査結果及び学生生活・修学相談室伊都キャンパス分室における相談状況を検証し、伊都キャンパスで修学する学生への学生生活及び修学支援の充実を図る。

(履修指導)

- 工学部を除く理系学部生に対し高校時における物理の履修状況に応じた教育を実施する。また、平成18年度に改正した全学教育カリキュラムに基づき、大学における学修への適応を促進する教育を実施する。
- 全授業担当教員へのオフィスアワー制度等の義務化に向けた制度案等を策定する。
- 成績不振者の早期発見のため、GPA制度の活用法を検討する。

(学習指導)

- 全学的な教育情報ポータルサービスの提供により学習の円滑化を図る。
- 教務システムを活用し、Webによる成績照会、進級・卒業判定情報の提供等を充実する計画を情報基盤研究開発センター及び関係課等と協力して立案する。

(留学指導, 進学指導)

- 短期留学制度による外国の大学への派遣数を増加させるために英語による開講科目の受講を推奨するとともに、情報提供の充実を図る。また、海外短期語学研修制度(韓国語・中国語)を一層促進する。
- 各学部における大学院進学の指導体制について、情報共有を図り進学指導に活用する。

2) 学生への生活支援等に関する具体的方策

(学生生活支援)

- 学生モニター会議、寮生等懇談会並びに学生生活実態調査などを通じて学生の意見・要望等を聴取し、生活支援方策の改善等に活かす。
- 相談業務担当者等、職員のスキルアップを図る。
- 健康科学センターによる学生に対する健康相談等の体制の充実・強化に向けて、健康増進ホームページの充実、全学的な対策実行組織を通じたメンタルヘルス増進の積極的な活動、健診データベースの活用、スポーツ相談の充実を行う。

- 九州大学学生後援会における既存事業の評価・検証に基づき、効果的な学生支援事業を実施する。
- サークルOB会及びサークル役員・顧問教員等との協議会を開催し、OBと学生の交流を行うことにより、OB会への理解を深め、支援組織を強化する。
- 六本松キャンパスの伊都キャンパスへの移転に係る課外活動施設の新設及び既存の施設設備の充実を計画し可能なものから整備する。
- 六本松キャンパスの伊都キャンパス移転に伴い建設する食堂、売店、書店及び学生寄宿舎の整備計画を具体化する。
- 病院地区の再開発に伴い、食堂・売店を整備する。

(経済支援)

- 長期留学生派遣制度、全学協力事業基金等の情報提供を一層拡充するとともに全学協力事業基金の充実を図る。

(留学生支援)

- 各キャンパスにおける留学生相談業務の充実、教職員による支援体制、チューター制度の強化、オリエンテーションの実施等により、外国人留学生の生活を向上させる。

3) 学生への就職活動支援に関する具体的方策

- これまでの取組みを検証し、就職相談や就職ガイダンス等を充実させる。特に伊都地区における就職支援策を拡充する。
- 留学生就職ガイダンスの開催、地方公共団体等との連携、就職情報提供の拡充、留学生インターンシップ制度の拡大など、留学生の就職支援活動を実施する。
- これまでの取組みを検証し、就職情報提供を含む就職支援活動を充実させる。特に伊都地区における就職支援策を拡充する。また、部局の取組みをホームページ等により公表・周知する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 研究の方向性と重点的に取り組む領域

(方向性の明示)

- 各研究院・附置研究所・研究センター等の使命に基づき、研究理念・目的、達成目標をホームページ等に掲示し、構成員への周知・徹底を図る。
- 戦略的教育研究拠点である未来化学創造センター、バイオアーキテクチャーセンター、システムL S I 研究センター、デジタルメディシン・イニシアティブ、及びアジア総合政策センターについて、研究理念・目的に沿った活動を着実に遂行するとともに、進捗状況を点検する。

(基礎研究の重視)

- 各研究院・附置研究所等の特性を活かしながら、多様な分野における個別専門研究を深化させ、新しい知の創造に向けた基礎研究を推進するとともに、21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラム、P&P及びリサーチコア等の組織的研究を展開する。

- 研究者の自由な発想に基づく基礎研究を推進するため科学研究費補助金を中心に採択増を図る。また、科学技術基本計画等に基づく国の大型プロジェクトに積極的に応募し採択を図り研究を推進するなど、先端的应用研究を促進する。

(社会貢献)

- 社会に資する研究を積極的に推進するため、産官学共同研究や受託研究の増加を図るとともに、知的財産の移転を推進する。

(新科学領域への展開)

- 21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラム、戦略的研究拠点育成プログラム(USI)、戦略的教育研究拠点(Q-stars)及びリサーチコアの研究成果を基に、新科学領域研究を推進する。

(アジア指向)

- 21世紀COEプログラム、グローバルCOEプログラム、リサーチコア及びP&P等の、「アジア」への展開を目指した研究状況の調査に基づき評価を行い、アジア関連の文系の研究課題を開拓・推進する。

(中核的研究拠点)

- 21世紀COEプログラム等の成果を検証し、世界最高水準の中核的研究拠点形成に向けて継続的に全学的支援を行い、先端的研究活動を積極的に推進する。

(リサーチコア、P&P、国家科学技術戦略)

- 平成18年度までのリサーチコアの活動を調査し、学際的研究、基礎と応用を融合する研究及び第3期科学技術基本計画に基づく重点研究を戦略的に設定・推進する。
- 研究戦略に基づく制度の見直しを行ったP&Pにより、教育改善及び研究を推進する。
- バイオ・ナノ・環境・IT等の分野における成果を検証するとともに、国家科学技術戦略等に係る情報収集を積極的に行い、先端的研究を継続的に推進する。

(芸術と諸科学の融合)

- 戦略的研究拠点育成プログラム(USI)の中間評価結果、及び21世紀COEプログラム「感覚特性に基づく人工環境デザイン研究拠点」における成果検証に基づき、芸術的感性と諸科学を融合する新しい教育研究領域の創造を図る。

(生命科学、物質化学、応用力学)

- 統合生命科学という新分野のCOEを構築するために、医学・生命科学領域におけるポストゲノムの先端的研究を積極的に推進するとともに、それを支える大学院教育を充実させる。
- 物質化学分野の先端的研究を展開し、関連研究機関との共同研究を推進するとともに、教育に直結する研究体制を構築して、物質化学のCOE形成を図る。
- 海洋大気力学、プラズマ材料力学、及びそれらの基盤となる基礎力学に関する研究を全国共同利用研究として推進する。また、応用力学分野の学術研究の進展に貢献するため、核融合科学研究所との双方向型共同研究や、その他の関連機関との共同研究を実施する。

2) 成果の社会への還元に関する具体的方策

(社会への還元体制)

- 効率的な技術移転を促進するための知的財産本部と九大TLOとの役割分担のあるべき姿について再整理を行うとともに、学内各部局や外部機関との連携を密にし、大学保有技術のマーケティングを積極的に展開する。

(組織対応型連携研究)

- 組織対応型連携企業等に対して新規テーママッチングのため、テーマ候補となる教員と連携企業担当者により構成されるテーマ検討会を定期的に行う仕組みを構築する。また、組織対応型連携企業と本学における大学院生のインターンシップ事業の共同運用の仕組みを構築する。
- シュタインバイス財団等との組織対応型連携契約に基づき、福岡県下地域中小企業等への技術開発支援を強化する。

(情報発信)

- 社会への貢献度の高い特色ある研究紹介を、ホームページ等への掲載により継続的に実施する。

(重点的取組)

- 専門職大学院コンソーシアムによる教育と調和・融合した研究を推進する。

3) 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

(体制整備) (評価・検証)

- 全学的な自己点検・評価体制を整備し、各部局において、研究の水準・成果等に関する点検・評価を実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究者の配置に関する具体的方策

(全学的戦略)

- 「5年目評価、10年以内組織見直し」制度の平成20年度実施に向けた準備を行う。
- 戦略的かつ効率的な研究者の配置等を「九州大学教員の人員及び人件費管理要項」により適切に運用する。

(効率的配置)

- 各部局において、4重点活動分野並びに部局の使命に配慮した教員業績評価の試行を実施する。
- 平成18年度に引き続き、大型プロジェクト研究担当者の一部業務を免除できる制度を活用し、研究時間の確保を推進する。

(優れた研究者の確保)

- 各部局においては、昨年度開発した教員公募情報システムを活用する。また、昨年度同様、公開公募の原則を推進するため、公募及び採用状況を公表する。

(研究者の流動化促進)

- 21世紀COEプログラム及びリサーチコアの成果を更に発展させ、部局等の研究者の流動化及び次世代研究スーパースター養成プログラム(SSP)等のプロジェクトを通じた、他研究機関との戦略的人事流動を促進する。

(若手研究者の育成)

- 若手研究者の支援・育成のため、P & P (Dタイプ)、総長裁量経費による研究スーパー aster 支援プログラム及び次世代研究スーパー aster 養成プログラム (SSP) を実施し、若手研究者育成に資する。また、博士課程学生を含めた若手研究者の留学・派遣を継続的に実施する。

2) 研究環境の整備に関する具体的方策

(研究資金の配分システム)

- 教育経費、研究経費を確保するとともに、部局の自主性・自律性の尊重と部局の裁量の拡大による将来構想に柔軟に対応する「新たな配分方式」を実施するとともに、伊都キャンパス移転や先端的・学際的分野の教育研究等を活性化するための重点的・戦略的経費を含めた平成20年度の予算配分計画を策定する。
- 「九州大学全学協力事業基金」に定める基金対象事業について、平成17年度に見直した事業も含めて、財務委員会・国際交流専門委員会においてその効果を検証し、より効率的な資金の投下を図る。

(戦略的・競争的研究環境の整備)

- 国際的中核的研究拠点を維持・発展させるため、研究支援体制の整備及び研究施設の充実を図る。
- 学内共通利用施設 (レンタルラボ) の共同実験室に設置されている共通利用機器の有効活用を積極的に推進する。

(設備の効率的運用)

- 学内の設備の効率的利用を図るため、学内共同教育研究施設 (中央分析センター等) の設備の充実及び学内設備の共同利用化を図る。併せて学外研究機関と連携した共同利用を実施し設備の有効利用を図る。

(研究に関する情報システム)

- 学内の研究室単位の装置・設備をホームページ等で公開し、有効利用を図る。
- 学内研究成果の一次情報を公開することを目的とした「九州大学学術情報リポジトリ」のコンテンツを拡大するとともに、システムの機能を強化する。
- 現在1 Gbpsの速度で接続され移転対象ではないキャンパスと箱崎キャンパス間接続速度の増速の検討を行う。さらにキャンパス間でのテレビ会議などの高速通信アプリケーションが回線速度に見合っ てスムーズに行えるようにする。幹線に無線LANの導入を計画する。

3) 知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策

(基本方針の決定)

- 知的財産権の取り扱いや帰属に関して、引き続き周知徹底を図る。特に、企業との共同研究やMTA (マテリアル トランスファー アグリーメント) にまつわる守秘と発表等の契約内容の遵守を啓発する活動を行う。

(活動の推進)

- 機能別の産学連携支援体制や手法を踏まえつつ、業務の標準化、共有化を推進し、部局毎の対応体制等、より効果的な産学連携のマネジメント手法及び体制について検討する。

- 「技術実用化センター（仮称）」について、学内類似ケースへの応用展開について、引き続きユーザーサイエンス機構（USI）との連携により検討する。
 - 意匠公報データベース（約70万件収蔵）の学内外での活用促進並びに教育への活用について検討する。
 - アジアDLO（Design Licensing Office）の運営及び事業を推進のため、デザイン相談窓口の充実と広報活動の強化を図る。また、アジアを見据えた本学独自のプロジェクトを企画推進する。
 - 学内大学発ベンチャー支援体制強化のため支援インフラ（インキュベータ施設、諸規則等）体制の検証と再検討を引き続き行うとともに、学内シーズの事業化可能性の評価体制を強化する。また、連携ベンチャーキャピタルとの協力により関係教員等への支援の充実を図る。
 - 組織対応型連携研究で生み出された知的財産権利用に関するガイドラインを定める。また、技術シーズ集の充実を図り、個別共同研究や知的財産ライセンスを推進する。
- 4) 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
- （点検・評価の実施）
- 教員業績評価の試行評価を実施し、実施方法を検証する。
 - 各部局において、部局の研究目的に照らした研究活動に関する点検・評価を実施する。
- （階層的評価体制）
- 階層的な評価体制を構築するために、部局における研究評価の実施を含む評価体制を整備する。
 - 平成18年度に引き続き、中核的研究拠点を形成するため、適切・効率的な人員配置、競争的資金獲得の強化及び学内共通利用施設の有効利用を図るとともに、研究戦略に係る企画・立案を推進し、定期的に点検・分析を行う。
- （改革サイクル）
- 次期中期目標・中期計画の検討に資するために、部局の研究評価により特徴・課題を明らかにする。
- 5) 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
- （全国共同施設）
- 全国共同利用施設として教育研究等のための情報基盤に係る設備の整備と提供、必要な技術支援業務及び研究を行うとともに、最先端のスーパーコンピュータによる高速大規模計算サービスを通じて先端的計算科学研究の推進を図る。
- （役割と機能に基づく活動）
- 学内外の生物系分野への制御環境の提供及び生物環境調節の基礎研究を推進する。
 - 熱帯地域の農業及びこれに関連する環境の基礎的、総合的研究を推進する。
 - 石炭産業を核とする地域産業等に関する文献・資料の収集・整理及び調査研究を推進する。
 - 学術標本の収蔵、分析、展示・公開等及び学術標本に関する教育研究の支援並びにこれらに関する調査研究を推進する。
 - アイソトープ関係の教育研究を行うとともに、アイソトープの安全管理を総括し、アイソトープを利用して教育研究を行う教員その他の者の共同利用を進める。

- 自然科学系分野の研究教育上必要な試料の作成などを行うための大型機器を集中して管理運営するほか、部局所有機器等の学内共同利用を支援し、分析サービスを提供する。
- システムL S Iの応用・設計・製造・検査に関する技術を総合的に研究し、その学問体系の確立と高度情報化社会における当該技術の利用について調査研究を推進する。
- 宙空環境変動の予報や宇宙ゴミの警報などの実用化に向けた新しい宙空環境科学の創成のための調査研究を推進する。
- 韓国研究の結節点として機能するため、韓国を中心とする朝鮮半島地域の学際的で総合的な研究を行うとともに、国内外の関連研究者との共同研究をコーディネートする。
- 次世代のエネルギー改革や高度情報化・福祉社会を視野に入れた超伝導システム科学の構築を目指した研究を推進する。
- 先端科学技術分野において高度な産業技術シーズの創出を行うとともに、産業化を狙った産学連携プロジェクト研究を企画・推進する。
- I Tを高度に活用し、芸術的感性の諸科学への融合を促し、独創性の高い価値を創出し得る学際的研究を積極的に支援推進する。
- 本学の教育研究の先進化と社会貢献に資するため、超高压電子顕微鏡を中心とする最先端顕微装置・技術を学内外に提供する。
- 教育研究活動によって発生する無機系、有機系廃液及び固形廃棄物を適正に処理する。
- 九州地区及び山口県における自然災害に関する資料を収集・整理し、提供するとともに、自然災害に関する研究を推進する。
- 電離気体科学とレーザー科学分野において先端的・国際的研究を目指すと共に、これらの科学技術の融合分野・関連分野に対しても積極的に研究を推進する。
- 本学に関わる史料を収集・整理・保存し、大学及び大学の歴史に関した調査研究を行うとともに、本学教員及びその他の者の利用を進める。
- 基礎研究及び先進的量子ビーム技術に支えられた先端的研究を推進する。
- 高度の専門職業的能力を持つ創造的な人材を育成するため、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進する。
- 本学をアジア諸国との学術交流の拠点とするため、アジアに係る総合研究等を推進する。
- 加速器、イオンビーム及び量子ビームに関する応用研究体制を整備する。
- 国際化及び情報化に対応して、産業経済資料及び九州文化史資料に関する研究を始めとする記録資料館としての総合的研究を推進する。収集した絵葉書・地図のデジタル化を推進し、W e b上で公開する。併せて、総合的研究を推進するため、分散している部門の箱崎地区工学部跡地への統合の準備を進める。
- 2 1世紀の循環型社会の主力エネルギーである水素の製造・供給と利用を安全に行うための統合技術に関する研究を集中的に推進する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 社会連携事業を推進するための具体的方策

(実施体制)

- 社会連携に関して、社会連携推進室が主導し、自治体担当者の意見を取り入れて、教育

研究における社会連携事業に関する基本方針案を策定する。

- 関係自治体等との連携体制を構築・強化し，社会連携に関する情報ネットワークを構築するとともに，広報活動を推進する。

① 教育における社会との連携・協力に関する具体的方策

(成果の公開，生涯学習・リカレント教育)

- 開学記念日の講演会や著名な学識者等による公開講演会を実施し，市民及び中学・高校生に優れた教育研究成果を公開する。
- 社会のニーズを踏まえた公開講座やセミナーを開催するとともに，本学教員による講演会等を開催する。
- 教員の教育研究活動に関する情報の充実を図り，本学が持つ様々な広報媒体を使い社会に発信する。
- 福岡県教育委員会を通じて，初等・中等教育従事者に最新の研究情報を発信する。また，社会人のリカレント教育の推進支援策を策定する。

(教育の社会連携)

- 企業等への長期インターンシップの拡大を図るとともに，インターンシップ関連授業において，企業等からの非常勤講師を積極的に活用する。
- 講義・講演などによる高等学校等との連携教育及び発達相談・カウンセリングなどを推進する。
- 高校生を対象とした大学説明会及び模擬授業を充実するとともに，先端実験施設の公開など魅力あるオープンキャンパスを開催する。
- ホームページにQ&Aを掲載し，九州大学の入試情報を発信する。
- 高校生に対して，公開講座等により本学の教育研究活動を紹介することで，本学への関心を高める。

(大学施設の開放)

- 福岡県図書館協会の相互貸借サービスを介した図書の貸出を促進し，貴重資料等の展示公開を行う。

(地域社会との連携)

- 地方公共団体等の研究会等を通じて社会貢献するために，研究者情報の充実を図り，包括連携協定を締結した自治体等に，その教育研究活動内容を発信する。
- 早稲田大学との連携・協力を充実するため，「ロバート・ファンアントレプレナーシッププログラム」及び「九州地区国立大学間合宿共同授業」への学生参加を企画する。

② 研究における社会との連携・協力に関する具体的方策

(実施体制)

- 社会連携担当，研究戦略企画室及び知的財産本部が連携し，連携自治体の窓口機能とニーズ対応部署の明確化を図り，社会連携活動体制の充実を図る。

(地域社会に関わる研究)

- 福岡市，福岡県，北部九州，九州全域など本学が立地する各地域の産業・経済・環境・市民生活に関する研究課題への取組みを強化する。
- 本学の研究プロジェクトと連携し，平成20年春のオープンを目指す「福岡市産学連携交流センター」への入居者募集や，整備が進む前原市ほかのリサーチパーク等への企業

及び研究機関誘致活動を推進するとともに、前年度に引き続き、企業セミナーや東京会議などを開催し、地域活性化に資する企業・研究機関等の立地支援、共同研究等を推進する。

- 経済産業局、福岡県、福岡市等、各種公的機関や企業などとの連携関係を強化し、地域のニーズに対応した研究・事業を推進する。

(アジア規模での社会連携)

- 帰国留学生データベースや外国同窓会を整備し、アジア・海外ネットワークの強化を図る。

③ 産学連携推進についての具体的方策

(知的財産本部)

- 知的財産本部で実施している産学連携機能の見直しと最適化を行い、効率的かつ効果的な産学連携推進体制について再検討する。
- 組織対応型連携研究の情報管理・活用体制の高度化を図るとともに、起業家育成事業を推進するため、技術マネジメント交流会、ビジネスプランや新技術の評価会及びネットワークワーキングセミナー等を実施する。

(国際的産学連携)

- 上海交通大学との連携を核としつつ、他のアジア地域の大学との国際産学連携事業を展開する。

(基盤整備)

- 地方自治体との連携を通じて、地域社会ニーズ収集を行い、地域と協同したプロジェクトを企画・実施する。
- 特許・技術移転活動マネジメントデータベースを活用し、ケーススタディの蓄積と知的財産本部内での情報共有を図るとともに、マネジメントの高度化を図る。
- NEDOフェロー（新エネルギー・産業技術総合開発機構の産業技術フェローシップ事業）等の人材育成事業制度を活用し、若手人材の育成を図る。
- 学内から需要の高い学部向けならびに大学院向けの知的財産や技術マネジメント関連の教育ニーズに対応するため、知的財産関連の共通教育等を実施するとともに、知的財産に関するセミナー等を実施する。

④ 利益相反に関する指針等の策定

(利益相反)

- 利益相反マネジメント体制を一層強化するとともに、自己申告書により利益相反マネジメントの事例を蓄積する。また、ハンドブック等により学内の周知を図る。

2) 国際交流・協力に関する具体的方策

(機構・施設の整備)

- 国際交流総合企画会議において策定した国際戦略に関する基本方針に基づく国際交流活動について国際交流推進室を中心に実施する。

① 戦略的国際交流プロジェクト推進についての具体的方策

(アジア戦略)

- アジア学長会議運営連絡会事務局として、2008年に開催予定の第7回アジア学長会議の主催校を決定する。また、同運営連絡会を開催する。

○ アジアの有力大学内に新規にブランチ・オフィスを設置する。また、ブランチ・オフィスを通じ拠点校との協力関係を強化することにより、具体的なプログラムを展開する。
(アジア規模の教育連携)

- アジア学長会議において、アジア域内における若手研究者養成のための「若手研究者優秀賞」制度を確立する。
- 情報基盤研究開発センターを中心に「次世代インターネット技術のための研究開発と実証実験」を推進する。
- アジア学長会議の参加大学との間で、「共同授業」（各大学の複数の教員により実施）を開始する具体的な準備を行う。

(アジア理解)

- 本学の教職員、学生及び一般市民を対象として、アジアについての理解を深めるための講演会・セミナーを実施する。
- アジア関連の書籍を提供するとともに、本学におけるアジア研究を広く紹介するための叢書を刊行し、併せて、アジア関連情報のメールマガジンや本学のアジア研究データベースの充実を図る。

② 外国人研究者・留学生の受入れ及び教職員・学生の海外派遣についての具体的方策
(支援体制)

- 留学説明会の実施、電子掲示板の活用、海外留学メールマガジンへの学生の登録数の拡充等の留学関係の広報活動をより一層充実する。
- アテネオ・デ・マニラ大学（フィリピン）における事務職員の海外研修プログラムの一層の充実を図る。
- 宿舍の居室及び共用室の設備を計画的に更新するとともに、入居希望者の便宜を図る方策を実施する。

(留学生受入れ派遣の制度整備)

- アジア学生交流プログラム（ASEP）による単位互換を伴う学生交流協定締結校を増加させるため、各大学と協議を引き続き進める。また、学内においては、本学学生のアジア留学を促進するためアジア留学のメリットを学生に理解させるための方策を策定して実施する。
- 外国人短期留学コース（JTW）の受入れ体制の一層の充実を図るとともに、サマーコース（ATW）はプログラムの充実を図る。
- 日仏共同博士課程等のプロジェクトによる学生交流を一層促進する。
- アジア学生交流プログラム（ASEP）、本学独自の奨学金制度及び海外短期語学研修制度による受入れ及び派遣を促進し、学生に対して、本学の英語による開講科目への参加を勧めるとともに、実践的外国語習得のためのプログラムを実施する。
- 海外オフィス、ブランチオフィスの活用及び帰国留学生の協力により、資質の高い留学生確保の施策を行う。

(若手研究者・外国人研究者支援)

- 九州大学創立八十周年記念事業国際学術交流基金による新たな枠組みの中で若手研究者への支援事業を実施する。

③ 国際共同研究・国際研究会議の推進に関する具体的方策

(実施体制)

- 国際共同研究及び国際会議を推進するため、アジア学長会議等で構築してきた各部局との連携体制を確認しつつ、国際交流推進機構、そしてその中心となる国際交流推進室と部局との連携のとれた実施体制を整備し、国際戦略に関する基本方針の周知徹底を図る。

(国際共同研究)

- 九州大学創立八十周年記念事業国際学術交流基金による新たな枠組みの中で国際共同研究推進のための支援事業を実施する。

(国際会議)

- 九州大学創立八十周年記念事業国際学術交流基金による新たな枠組みの中で国際シンポジウム開催のための支援事業を実施するとともに日本学術振興会が公募する事業、また、「第2回大学サミット・イン・九州」を開催し、研究交流を促進する。

④ 開発途上国に対する協力事業に関する具体的方策

(国際協力)

- 独立行政法人国際協力機構（JICA）の要請による専門家派遣を行い、途上国から研修員を受け入れるとともに、技術協力プロジェクトを継続的に実施する。
- 分野横断的な国際開発協力プロジェクトの受託を目指し、学内に設置した「国際開発協力推進ワーキンググループ」を主体とし、これまで本学教員が行った国際開発協力の活動実績を整理し、国際協力銀行（JBIC）との定期協議において、新たなプロジェクトの提案を行うとともに、JBIC等が行うセミナーへの参加及び関係機関との情報交換を行う。
- 学内に設置した「国際開発協力推進ワーキンググループ」を主体とし、国際協力機構（JICA）九州国際センターとの定期協議を実施するとともに、平成18年度にJICAより受託したインドネシア国ガジャマダ大学産学地連携総合計画プロジェクト（業務期間：平成18年6月～平成21年3月）を実施する。
- JICA歯学教育研修コース（平成15年～平成19年）を実施するとともに歯学部及びアジア医療連携室のアジア地域での国際医療協力を促進し、国際連携を推進する。
- マレーシア日本国際工科大学（MJUIT）の母体となるマレーシア日本大学センター（MJUC）を支援するために、有志大学連合の一員として、政府の要請に基づく協力を実施する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 病院システムと患者サービスの改善・充実に関する具体的方策

(社会に分かりやすい病院)

- 病院ホームページをリニューアルし、病院診療内容及び診療実績データ等を一般市民にわかりやすく紹介する。
- インターネットで公表する診療コスト（診療費の目安）情報について、患者からの意見を踏まえて改善点を検討し、診療コスト情報提供に反映させる。

- 各診療科パンフレットの発行を拡充し、患者サービスの向上を図る。また、「九大病院だより」、「九大病院ニュース」及び「九州大学病院概要」のアンケート調査の実施と分析を行い、読者の要望に沿った広報誌を発行する。
- 疾病教室の現状調査を行い、これを基にして各診療科・部に今後新たに実施・拡充が可能な疾病教室についてアンケート調査を実施し、拡充を促す。

(患者に分かりやすい病院)

- 内科系臓器別診療体制の整備を参考に、外科系の外来及び病棟における臓器別診療領域及び病床配分について検討を行い、臓器別診療体制の整備を推進する。
- 内科外来臓器別再編と、多臓器複合疾患患者の総合診療部での受け入れ体制の確立を踏まえ、外来および病棟における総合診療部と各専門科の連携強化を図る。
- 小児医療センター入院患者および家族のQOL (Quality Of Life) のさらなる向上のため、センターの運営体制の充実を図る。
- 平成18年度に設置した先進予防医療センターにおいて、以下の取組みを行う。
 - ・ 予防医療の重要性を広く市民へ伝える。
 - ・ 受診者へのアンケート調査を行い利用満足度の向上に努める。

(患者を動かさない病院)

- 「患者を動かさない病院」を目指し、臨床検査技師が院内の各センターにおいてエコー検査、心電図検査などの生理検査業務に従事できるよう人員養成のための教育を充実させる。また、新外来棟竣工に向けた新たな検査体制構築のための準備を進める。
- 外科系の臓器別診療科間の連携体制について検討する。

(安心・安全・満足の患者サービス)

- 公認クリティカルパスの使用を促し、パス大会において検証を行う。また、公認クリティカルパスの用語や運用の標準化を進めながら、医療情報システムの中で電子カルテと連携する電子化クリティカルパスの実装、運用開始に向け準備する。
- インフォームドコンセントについて院内全体で統一した対応を行うため、患者への説明と同意に関する方針の明文化を図る。
- 職員全体の医療安全意識の向上並びに医療安全に関する取り組みの周知徹底のため、研修の機会を多く設ける。また、新インシデントレポート入力システムに基づくデータ分析により、現場の問題点改善に繋げる。
- 平成19年1月から院内で統一して実施している再来予約制について、患者サービス委員会で患者の待ち時間データを検証した上で更なる改善に努める。
- 平成18年度までに行った試行をもとに職員評価方法の開発を継続するとともに、患者を含めた利用者からの評価について検討する。
- ボランティア人員の増加に努め、ボランティアの意見を聞く機会を設けてボランティア活動を充実させる。また、九大病院職員を対象とした講演会を開催して職員のボランティアに対する知識を深める機会を設ける。

2) 九州・アジアの高度先進医療拠点とするための具体的方策

(高度先進医療の推進)

- 研究型病床を活用した高度先進医療を推進するための円滑な運用, 維持体制を構築する。また, 基礎臨床統合型研究を推進するため, 薬事法に基づくGMP(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準) グレードの試験物の製造・保存・管理を行う設備を整備する。

(国際連携)

- 国際交流協定締結病院である慶尚大学校病院との間の定例訪問交流と高品質動画会議システムを用いた交流カンファレンスを有機的に用いて情報交換を活性化する。同様の活動を中国・タイなどの他の病院にも拡充する。
- 平成18年度までに構築してきた国内外接続拠点との間の連携を強化するとともに, 更なる拠点の増加を図る。同時に学内の国際遠隔医療ネットワークの組織化に向けた検討を開始する。
- 国際交流協定締結病院群のみならず未締結機関とも医療交流を推進する。
- 国際災害救急医療に関する職員の理解を深めるために, 学内外講師による講演会を開催する。また, 国際水準に見合った災害訓練を実施する。

3) 全人的医療を担う人材育成のための具体的方策

(医療系教育研修体制の整備)

- 職員の意識改革を図るために, 全職員対象の九大病院改革セミナーを継続的に開催する。
- 平成18年度に作成した研修カリキュラムを実施し, 評価・検証した上で更なるカリキュラムの充実を図る。
- 平成18年度に引き続き, コミュニケーション技術習得のための講習会を開催する。
- 臨床教育研修センターのホームページに掲載している医師および医療関係者向けの生涯教育の案内を充実し, 生涯教育を推進する。

4) 九州・山口診療圏の中核医療機関とするための具体的方策

(救急医療体制の整備)

- 平成18年度に設置した救命救急センターの運用を推進するとともに, 救急医療を担う医師やコメディカルなどの人材育成に努める。
- 脳卒中ホットライン等の救急ホットラインを活用して救急患者の受入れを行う。さらに, 福岡市の周辺地域を含めた小児救急の需要に対応する。また, 救急搬送された患者の受入れ体制を整えるため, 後方病床を整備する。
- ヘリコプターによる遠隔地からの患者受け入れ体制の整備を推進する。

(地域連携の強化)

- 平成18年度に引き続き, 退院援助・在宅医療援助の円滑な推進を継続する。
- 地域医療機関, 訪問看護ステーション, 介護施設等との連携を推進するために, 地域医療連携センター主催の定期的な講演会を開催する。
- 病院間, 病院・診療所間の連携を維持するために, 地域医療連携センターにおいて空床及び共通病床の管理を行い, 効率的な病床運用に努める。
- 患者情報共有化のためのシステム構築に向け取り組む。

- 平成18年度に引き続き、地域医療における病院医師の兼業分析を行うとともに、医師臨床研修終了直後の医師の関連病院における専門医研修の実施に伴う地域医療機関のニーズの把握を行う。
- 5) 経営の効率化に関する具体的方策
- 新医療情報システムの稼働に併せて検討を重ねてきた九州大学病院独自の管理会計システムを構築する。
 - 教職員の適正配置及び病院長裁量経費の範囲を拡大し、管理運営における病院長の権限強化を図る。
 - 経営管理の改善を図るため、内部定期監査計画書に基づく内部監査を実施する。
 - SPD方式（診療材料等を一元管理する仕組み）を評価・検証し改善を図りながらコスト削減に取り組む。また、医療情報システムの更新における院内物流システムのスムーズな移行を進める。
 - 治験の増加を図るため、九州臨床研究支援センター及び福岡県との連携を強化し、新たな治験ネットワークを構築する。また、治験推進のためコーディネーターの増員等内部環境を整備するとともに、公開講座を実施して治験に対する啓発を行い、被験者の増加を図る。
 - 7対1看護体制の導入による在院日数、病床稼働率の変化を検証し、定期的な診療科別病床配置の見直しのためのデータ作成を行う。
 - 7対1看護の施設基準取得及び救命救急センターの全病床稼働を図るため、看護師の増員を行う。また、外来クラーク導入に向け、平成18年12月からの内科外来への試行的導入による効果を検証する。
- 6) 人事の効率化を図るための具体的方策
- 病院長の指導體制の下で、医員、医療技術職員等病院職員の配置を行う。
 - 特別教員制度を活用し非常勤臨床教授、非常勤担当医（仮称）等の外部人材の積極的な活用を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制に関する目標を達成するための措置

(経営戦略の確立)

- 4-2-4アクションプランのもと、PDCAサイクルを重視し、総長トップダウンによるマネジメントとボトムアップ方式による様々な改善の取り組みを継続し、外部資金の獲得等による収入の確保やコスト削減等による財政基盤の強化を図る。PFI事業を含む施設整備や施設設備の共同利用化を進めるとともに、知的財産戦略、国際交流施策の充実、学術情報基盤等の整備や民間的発想を導入したマネジメント手法であるBSC（バランス・スコアカード）の活用等、経営戦略の確立を一層進める。

(効果的・機動的な運営)

- 部局長会議及び部局活動報告会を活用し、各種情報を全学の構成員が迅速に共有できるようにするとともに、部局間調整の円滑な実施を図る。

(機動的・戦略的な部局運営)

- 組織、人事、予算に関する三位一体の改革を通じて、部局において、部局の将来構想を踏まえた、機動的・戦略的な部局運営の整備充実を図る。

(教員・事務職員等による一体的な運営)

- 平成18年度に引き続き、研究戦略企画室を中心に研究戦略に係る企画・立案を機動的・積極的に行う。
- 産学連携機構内の4つの組織の機能、業務の見直しと最適化を行い、産学連携活動を効率的に実施できる組織体制・運営方法について検討する。
- 大学国際戦略本部強化事業経費(平成17年度～平成21年度)により国際交流推進機構、そしてその中心となる国際交流推進室のより一層の充実を図り、機動的な企画・立案体制の整備を強化する。
- 高等教育機構において、教育改革企画支援室で企画した教育改革等の実施に向けて高等教育開発推進センターとの連携機能を充実する。

(戦略的な学内資源配分)

- 総長のリーダーシップの下、全学的視点から重点的・戦略的かつ効率的な学内資源配分を行うための平成20年度の予算配分計画を策定する。

(学外の有識者・専門家の活用)

- 総長諮問会議を開催し、外部有識者の意見を大学運営に反映する。
- 法務、労務、財務、産学連携、国際交流等、専門性が高い分野への学外有識者、専門家の活用を図る。

(内部監査機能の充実)

- 効果的な監査の実施に向け、監査組織を再構築し、内部監査機能の充実を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(基本方向)

- 「5年目評価、10年以内組織見直し」制度の平成20年度実施に向けた準備を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

(教員の業績審査制)

- 教員業績評価の試行評価を実施し、実施方法を検証する。

(事務職員等の業績審査制)

- 事務職員については、平成18年度に策定した評価システム(試行版)の試行結果及び国の人事評価(第1次及び第2次)の試行結果等を踏まえ、実施年度を平成20年度として、評価システムを構築する。また、技術職員については、各部局や他大学における業績等評価の状況等を調査のうえ、当該評価システムを検討する。

(評価結果の活用)

- 教員に関しては、評価結果の活用方法について検討する。また、事務職員に関しては、平成18年度に策定した評価システム(試行版)の試行結果及び国の人事評価の試行結果等を踏まえ、評価結果の活用方法について調査検討する。

2) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

（人員・人件費管理）

- 中期目標期間中及び年度毎に適切かつ効率的な人員配置を行うため、人件費委員会において人員配置を含めた人件費計画・管理を一体的に行ってきたり、また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額に比して、概ね2%の削減を図る。

3) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

（柔軟な雇用制度）

- 戦略的かつ効率的な研究者の配置等を行うため「九州大学教員の人員及び人件費管理要項」により適切に運用する。

4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

（外国人・女性等の教員採用）

- 各部局においては、平成18年度に開発した教員公募情報システムを活用し、引き続き教員構成の多様性の向上を図る。また、昨年度同様、外国人、女性等の教員について、採用状況を公表する。特に、女性教員については、各部局において策定した男女共同参画推進に関するポリシーステートメントを学内外に公表し、その拡充を図る。

5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

（事務職員等の人事制度）

- 「中核職員養成のための基本方針(平成18年3月24日事務局長裁定)」に基づき、将来の大学の中核を担い得る職員を係長相当職として配置する制度を引き続き運用する。
- 「事務職員等の研修制度の基本的方針」に基づき実施してきた研修の体系を検証するとともに、企画立案能力の育成を図る研修プログラムの充実を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

（事務組織の機能・編成の見直し）

- 業務の在り方を点検・評価する業務改善実施体制の充実・強化を図り、類似・共通業務の一括処理や効果的な外部委託、本部事務と部局事務の適正な役割分担等を含めた業務の在り方の見直しと改善を実施する。
- 教育改革の推進、監査機能強化等のための事務組織の再編等により、事務機能の高度化を図る。
- 平成18年度に策定した「図書系事務組織のあり方について」に基づき、六本松地区の伊都地区への直接移転に伴う理系図書館の事務組織及び業務に関する対応案を策定する。
- 電子事務局構想推進のための全学的な推進体制として情報関係組織の統合を行う。
- 事務系職員の情報リテラシー研修プログラムを見直し、新たな研修を行う。
- 事務用グループウェアの機能向上を行う。
- 事務情報化において必要とする個人認証基盤整備としてICカード導入に向けて実証実験を行う。
- 利用者アンケート等を基に統合文書管理システムの運用・機能を改善する。

(複数大学による共同業務処理)

- 授業料債権・授業料免除システムの更新について、地域大学で調達仕様等の情報交換を行い連携協力を図る。
- 北部九州地区の事務情報化を推進するため協力して要員養成を行う。
- 医療材料について、平成18年度に引き続き近隣4大学との間で、価格の低減を目的として、メーカーの統一が可能な品目の増を図る。
- 各部局間を通じた一括調達案件について、事務の効率化・合理化の観点から検証を行い、実施案件の見直しを進めるとともに、価格変動の著しい調達案件については、適切な契約サイクルを検討する。
- 複数年契約を導入し契約金額の縮減を図るとともに、契約開始時期を分散させ事務の平準化を図る。
- 物品調達についてリース化を推進し予算の平準化を図るとともに、契約方法を見直しリース料の年度一括払いによる経費の縮減を図る。

(業務の外部委託)

- 伊都キャンパスにおける新たな業務等の外部委託を実施する。病院地区において、既に外部委託を行っている基準寝具貸借及び寝具交換作業などの請負契約について、一括調達するなど効果的な外部委託について検討する。また、平成18年度に機能充実した航空券手配システム(Q-HAT)の利用の定着を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(競争的研究資金の拡充)

- 外部資金獲得の増加及び大型組織型プロジェクトの獲得に向けた情報収集・発信を引き続き行う。

(外部資金の拡充)

- 知的財産本部において、組織対応型連携研究を中心とした共同研究等外部資金の受入額及び実施件数の拡大を図る。
- 研究戦略委員会と知的財産本部が連携し、既存申請書等の活用により競争的研究資金の増加を図る。

(自己収入の確保)

- 毎年度課せられる経営改善係数2%(約5億円)を補うとともに、病院収入を安定的に確保するために、平成18年度に立ち上げた新規事業(救急救命センター、先進予防医療センター等)について、その成果を検証する。また、さらなる増収策や病院の運営体制を含めた改革方針について全学的視点から継続的に検討し、実施する。
- 福岡市等と連携して行う一般市民を対象とした生涯学習ニーズ調査の結果を分析し、その結果を学内に還元することによって、公開講座等の充実を図ると共に、講習料等の増収を図る。
- 特許権、意匠権、著作権等に係る知的財産権収入の増加を図るため研究成果物の権利化及び有体物やソフトウェアを含めた移転活動を推進する。

- 国立大学として果たすべき役割と社会のニーズ等を総合的に勘案するため、学生への経済支援に関する調査を行い適正性について検討を行うとともに、前年度に引き続き入学科・授業料の全国調査を行うなど、金額の適正性について検証を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 入札公告をホームページに掲載する「九州大学一般競争情報公開システム」の運用を開始して入札業務の改善を図るとともに、導入済みの施設工事以外の調達における電子入札について検討を行う。
- エネルギー管理システムの光熱水使用量データをホームページに掲載するとともに、職員の節水・節電等の意識啓発を促し、経費の抑制を図る。
- コピー枚数の対前年度比縮減を目指す。また、複写機の適正配置・使用枚数に応じた適正機種への変更等の計画を策定するとともに複写機の契約方法等を見直し、複写機に係る経費の抑制を図る。
- 定期刊行物等について、引き続き購入部数の見直しを行う。外国雑誌について、冊子体の購入を縮減するとともに、電子ジャーナル化を推進し経費の縮減を図る。
- 「九大WEBリサイクルシステム」のリサイクル品照会画面に写真を表示できる機能等を追加し、利便性の向上を図る。また、全学の教員等に同システムの利用を周知し、より一層の物品の効率的活用により、経費の抑制を図る。
- 学内非常勤講師手当の特例的支給については、手当支給の必要性を精査する。学外非常勤講師は、本学教員での対応が困難で教育上真にやむを得ない場合に限ることとし、引き続き経費の一層の抑制（効率化係数▲1%に対応）に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資金運用計画に基づき、引き続き国債の購入による資金運用を行い、安全確実な利回りの下で外部研究資金等の安定的運用管理を行う。
- 大学が有する知的財産権、研究成果および技術シーズについて、各種広報媒体の充実を図り、大学資産の外部への積極的広報に努める。
- 学内外の利用者の利便性を図るため、施設使用料の銀行振込が可能となる対象施設の拡大を図る。また、平成18年度からホームページ上に掲載した利用案内情報をさらに充実するとともに、メール等による申込みが可能になるように申込み手続き等の簡素化を図る。
- 「講義室等予約システム」を引き続き運用する。また、病院地区において、導入可能性調査を行う。「会議室予約システム」については、必要に応じ、事務用ポータルで展開する。
- 学内共通利用施設（レンタルラボ）の利用状況及び入居希望者等の調査を行い空室期間を短縮し、使用料収入を財源とする施設維持運営費を確保する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1) 自己点検・評価内容及び実施体制等の充実

- 教育研究の質の向上及び成果を検証するため、評価実施計画を策定する。

- 大学評価の充実に応えるため、自己点検・評価実施体制について見直しを行い、整備・充実する。
 - 大学評価情報システムの入力項目の見直しを行い、改善する。
 - 各種評価活動のより積極的な情報発信の仕組みを構築する。
- 2) 評価結果を大学の運営の改善等に結びつける取組み
- 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に係る評価結果を、教育研究の質の向上、業務改善及び中期目標・中期計画に反映させるシステムについて引き続き検討を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 研修等を実施し、広報部スタッフの技能向上による広報体制の質の向上を図る。
- モニターを設けるなど、広く九州大学の広報活動についての意見を聴き、広報活動の内容充実に努める。
- ホームページの新しいトップページに掲載する全学情報を充実させるとともに、外国語によるページを拡充する。
- 九州大学記者クラブや文部科学記者会等へ積極的に情報提供を行う等により、全国規模の広報活動を展開する。
- 「シンボル・ロゴ」並びに「U I マニュアル」を広く学内に浸透させ、様々な場面で統一したシンボル、ロゴ、カラーを使用したイメージ戦略を展開する。
- ホームページでシラバスを学外に公開する。
- マネジメント情報を整理し、認証評価の根拠資料にするなどの支援を行う。
- フィードバック体制や、連携体制を整えるため、マネジメント情報の情報共有化を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 新キャンパス統合移転整備

- 1) 施設設備の整備に関する具体的方策
- 平成18年度から整備を行っている工学系施設を完成させ、順次使用開始する。また、平成19年度事業を速やかに契約し、整備する。
 - 六本松地区からの新キャンパスへの直接移転整備については、平成21年4月の供用開始に向けたスケジュールに基づき、順次整備する。
 - 平成18年度に引き続き、安全安心キャンパス、良好な環境を目指した、アートワークを含めたパブリックスペースの整備を行う。
 - 市民に開かれた都市型キャンパスの推進のため、図書館、生活支援施設の市民開放を行う。また、地元のイベント等への大学参加や大学のイベントへの地元参加等を通じて、市民との交流を促進する。さらに、地元街づくりのための協力を行う。
 - 平成18年度に引き続き、夢のある楽しい新キャンパスプロジェクト（水素キャンパスの実現、M I I DシステムによるICカード実証実験）を推進する。
 - 情報発信拠点「ビッグオレンジ」において、大学における教育研究活動内容や伊都キャンパスの整備状況の広報活動を行う。また、新たに交流の場としてビッグオレンジの活用を促進する。

- 環境配慮型キャンパス実現のため、開発・移転に伴う環境監視を継続するとともに、農学研究院分室との連携により、自然と歴史のオアシスキャンパスを推進する。
 - 「施設バリアフリーの考え方」に基づき、個々の整備を結びつけてバリアフリー対策を計画的に実施する。
 - 国費による教育研究施設の整備に加え、新たな整備手法となる寄附による整備を実現するために、百周年記念事業等と連携した教育研究環境整備基金を充実する。
 - (伊都) 実験施設整備事業として、第Ⅱ期開校に必要な実験施設 9 棟の維持管理業務を開始する。
 - P F I や長期借入金、費用省令の緩和等を利用した新しい整備手法による施設整備を推進する。
- 2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策
- 「スペース管理システム」、「施設運営費評価システム」及び「エネルギー管理システム」を引き続き運用する。
 - 新たに整備された建物等について「施設設備維持保全計画」の策定を行う。
 - 伊都キャンパスにおける講義室予約システムを活用した講義室一元管理を行うため、学部・学府単位での有効利用促進に関する課題を把握し、有効利用促進に関する基本方針案を作成する。
 - 工学系に整備した全学共用スペースを引き続き有効活用する。

(2) 既存キャンパス整備

- 1) 施設設備の整備に関する具体的方策
- 既に着工している病院第 3 期工事及び旧東病棟（精神科病棟）改修を着実に実施する。
 - 別府地区の診療・研究計画の策定を受け、施設改修計画を策定する。
 - 「都市と大学」の理念に基づき、既存キャンパスの全体計画（フレームワーク）を策定する。
 - 「スペースチャージ」制の導入方針を策定する。
 - 伊都キャンパスへの工学系移転に伴う箱崎地区及び筑紫地区の移転跡施設利用計画を策定する。
 - 伊都キャンパスへの部局の段階的移転に対応した①使用エリアや暫定利用建物の設定、②安全対策等についての基本方針の検討を開始する。
 - 平成 21 年度内の六本松跡地処分に必要な事前準備作業を平成 18 年度に引き続き実施する。
 - 筑紫地区の共通利用スペースの利用状況調査結果に基づき、有効活用のための具体的計画を策定する。
 - 全学教育におけるキャンパス緑地、農場、演習林、牧場等の活用方策と、そのための整備計画を検討する。
 - 「施設バリアフリーの考え方」に基づき、可能な部分から計画的な対策改修を行う。
 - 総合研究棟改修（旧医学部基礎 A 棟）施設整備事業の改修工事を P F I 事業契約に基づき完了し、維持管理業務を着実に実施する。

2) 施設設備の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

- 「スペース管理システム」を引き続き運用する。
- 「エネルギー管理システム」を引き続き運用する。
- 筑紫地区、大橋地区、病院地区、箱崎地区において「施設設備維持保全計画」の実施や策定を行う。
- 「講義室等予約システム」を引き続き運用する。また、病院地区において、導入可能性調査を行う。「会議室予約システム」については、会議室の実情に応じ、事務用ポータルで展開する。
- 若手教員・研究者のためのスペース確保を含む、既存キャンパスの「教育研究の活性化を促す空間」の確保方策の検討を行う。また、管理運営システムの順次運用及び充実を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 災害対策マニュアルの方針により、全学及び地区単位での防災訓練及び防火訓練を実施する。
- 本学の安全衛生管理をより充実させるため、総括安全衛生管理者等の管理・監督的業務を行う者に対し安全衛生教育を実施する。また、化学物質（薬品）管理システムの運用方針による管理状況を点検し、管理体制の検証を行う。さらに、学内規則等に則り、放射性物質及び核燃料物質の保管状況等について、定期点検を行い、安全管理、事故防止の徹底を図る。
- 学務部において、新入生（学部・大学院生）に「安全の手引き」を配布し、部局においては、安全教育等の実施により事故防止の徹底を図る。
- 遺伝子組換え実験安全管理規則及び動物実験規則に基づく教育訓練を実施し、事故防止の徹底を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

122億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○譲渡計画

- ①農学部附属福岡演習林の土地の一部（福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒394-1 面積907.68㎡）を譲渡する。
- ②農学部附属演習林早良実習場の土地の一部（福岡県福岡市西区生の松原1丁目1244-1 面積162.01㎡）を譲渡する。
- ③農学部附属宮崎演習林の土地の一部（宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字大河内1012番6 面積413.55㎡）を譲渡する。

○担保計画

- ①「病棟・診療棟」、「基幹・環境整備」及び「病院特別医療機械設備の整備」に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。
- ②新キャンパス施設の整備に必要な経費の長期借入に伴い、六本松地区の敷地について担保に供する。

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充当する予定である。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容		予定額	財 源
・元岡団地	実験施設等Ⅲ－４	総額 17,587	施設整備費補助金 (6,493)
・元岡団地	基幹・環境整備		長期借入金 (7,957)
・元岡団地	実験施設等Ⅳ		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (3,137)
・九州大学病院	外来診療棟(軸Ⅰ)		
・九州大学病院	精神科病棟改修		
・九州大学病院	外来診療棟(軸Ⅱ～仕上)		
・九州大学病院	基幹・環境整備		
・九州大学病院	基幹・環境整備(耐震改修等)		
・元岡団地	研究教育棟Ⅰ施設整備事業 (PFI事業)		
・元岡団地	生活支援施設ウエストⅡ、 学生寄宿舎Ⅰ施設等整備事業 (PFI事業)		
・馬出団地	総合研究棟改修(旧医学部 基礎A棟)施設整備等事業 (PFI事業)		
・元岡団地	実験施設整備事業 (PFI事業)		
・小規模改修			
・九州大学病院	再開発(病棟・診療棟)設備 内視鏡診断・治療システム 内視鏡外科手術統合システム 超音波画像情報診断統合 システム		
・不動産購入費			
・元岡団地	全学教育施設整備 部局等関連施設整備 基幹・環境整備		
・馬出団地	耐震対策事業		

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

(教員の業績審査制)

- 教員業績評価の試行評価を実施し、実施方法を検証する。

(事務職員等の業績審査制)

- 事務職員については、平成18年度に策定した評価システム(試行版)の試行結果及び国の人事評価(第1次及び第2次)の試行結果等を踏まえ、実施年度を平成20年度として、評価システムを構築する。また、技術職員については、各部局や他大学における業績等評価の状況等を調査のうえ、当該評価システムを検討する。

(評価結果の活用)

- 教員に関しては、評価結果の活用方法について検討する。また、事務職員に関しては、平成18年度に策定した評価システム(試行版)の試行結果及び国の人事評価の試行結果等を踏まえ、評価結果の活用方法について調査検討する。

2) 中長期的な観点に立った適切な人員(人件費)管理に関する具体的方策

(人員・人件費管理)

- 中期目標期間中及び年度毎に適切かつ効率的な人員配置を行うため、人件費委員会において人員配置を含めた人件費計画・管理を一体的に行っており、また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額に比して、概ね2%の削減を図る。

3) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

(柔軟な雇用制度)

- 戦略的かつ効率的な研究者の配置等を行うため「九州大学教員の人員及び人件費管理要項」により適切に運用する。

4) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

(事務職員等の人事制度)

- 「中核職員養成のための基本方針(平成18年3月24日事務局長裁定)」に基づき、将来の大学の中核を担い得る職員を係長相当職として配置する制度を引き続き運用する。
- 「事務職員等の研修制度の基本的方針」に基づき実施してきた研修の体系を検証するとともに、企画立案能力の育成を図る研修プログラムの充実を行う。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数(役員及び任期付職員を除く) 3,699人
任期付職員数 940人

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 42,358百万円

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	48,052
施設整備費補助金	6,493
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	351
国立大学財務・経営センター施設費交付金	3,137
自己収入	36,937
授業料、入学金及び検定料収入	10,957
附属病院収入	25,550
財産処分収入	1
雑収入	429
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	10,569
引当金取崩	0
長期借入金収入	7,957
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	2,404
計	115,900
支出	
業務費	68,296
教育研究経費	42,409
診療経費	25,887
一般管理費	13,311
施設整備費	17,587
船舶建造費	0
補助金等	351
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	10,569
貸付金	0
長期借入金償還金	5,786
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	115,900

[人件費の見積り]

期間中総額42,358百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額35,264百万円)

注)「運営費交付金」のうち、平成19年度予算46,963百万円、前年度よりの繰越額からの使用見込額1,089百万円。

注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額700百万円。

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	96,946
經常費用	96,946
業務費	80,633
教育研究経費	11,056
診療経費	14,593
受託研究経費等	6,126
役員人件費	380
教員人件費	29,761
職員人件費	18,717
一般管理費	3,207
財務費用	1,331
雑損	0
減価償却費	11,775
臨時損失	0
収益の部	93,499
經常収益	93,499
運営費交付金収益	45,000
授業料収益	8,921
入学金収益	1,415
検定料収益	277
附属病院収益	25,550
受託研究等収益	7,580
補助金等収益	237
寄附金収益	1,467
財務収益	0
雑益	429
資産見返運営費交付金等戻入	1,203
資産見返補助金等戻入	13
資産見返寄附金戻入	196
資産見返物品受贈額戻入	1,211
臨時利益	0

純利益	△3,447
目的積立金取崩益	2,393
総利益	△1,054

(注) 損益が均衡しない理由は、附属病院における借入金元金償還額（4,540百万円）相当の収入と減価償却費（5,594百万円）の差額で、その影響額は△1,054百万円。

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	131,886
業務活動による支出	84,247
投資活動による支出	26,337
財務活動による支出	5,786
翌年度への繰越金	15,516
資金収入	131,886
業務活動による収入	94,110
運営費交付金による収入	46,963
授業料・入学金及び検定料による収入	10,957
附属病院収入	25,550
受託研究等収入	7,400
補助金等収入	351
寄附金収入	2,460
その他の収入	429
投資活動による収入	9,631
施設費による収入	9,630
その他の収入	1
財務活動による収入	7,957
前年度よりの繰越金	20,188

別表（学部の学科，学府の専攻等）

文学部	人文学科	640人
教育学部		200人
法学部		800人
経済学部	経済・経営学科	620人
	経済工学科	380人
理学部	物理学科	236人
	化学科	268人
	地球惑星科学科	192人
	数学科	226人
	生物学科	196人
医学部	医学科	600人
	（うち医師養成に係る分野 600人）	
	生命科学科	12人
	保健学科	585人
歯学部	歯学科	350人
	（うち歯科医師養成に係る分野 350人）	
薬学部	総合薬学科※	160人
	創薬科学科	100人
	臨床薬学科	60人
工学部	建築学科	240人
	電気情報工学科	632人
	物質科学工学科	672人
	地球環境工学科	600人
	エネルギー科学科	396人
	機械航空工学科	676人
芸術工学部	環境設計学科	152人
	工業設計学科	192人
	画像設計学科	152人

農学部	音響設計学科	152人
	芸術情報設計学科	160人
	生物資源環境学科	916人
人文科学府	人文基礎専攻	56人 〔うち修士課程 32人〕 〔博士後期課程 24人〕
	歴史空間論専攻	70人 〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 30人〕
	言語・文学専攻	70人 〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 30人〕
比較社会文化学府	日本社会文化専攻	108人 〔うち修士課程 48人〕 〔博士後期課程 60人〕
	国際社会文化専攻	112人 〔うち修士課程 52人〕 〔博士後期課程 60人〕
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	53人 〔うち修士課程 32人〕 〔博士後期課程 21人〕
	人間共生システム専攻	49人 〔うち修士課程 22人〕 〔博士後期課程 27人〕
	行動システム専攻	64人 〔うち修士課程 34人〕 〔博士後期課程 30人〕
	教育システム専攻	65人 〔うち修士課程 38人〕 〔博士後期課程 27人〕
	空間システム専攻	67人 〔うち修士課程 40人〕 〔博士後期課程 27人〕
	実践臨床心理学専攻	60人 (うち専門職学位課程 60人)

法学府	基礎法学専攻	42人	
			〔うち修士課程 24人 博士後期課程 18人〕
	公法・社会法学専攻	35人	
			〔うち修士課程 20人 博士後期課程 15人〕
	民刑事法学専攻	51人	
			〔うち修士課程 30人 博士後期課程 21人〕
	国際関係法学専攻	34人	
			〔うち修士課程 22人 博士後期課程 12人〕
	政治学専攻	23人	
			〔うち修士課程 14人 博士後期課程 9人〕
法務学府	実務法学専攻	300人	
			(うち専門職学位課程 300人)
経済学府	経済工学専攻	70人	
			〔うち修士課程 40人 博士後期課程 30人〕
	経済システム専攻	96人	
			〔うち修士課程 54人 博士後期課程 42人〕
	産業マネジメント専攻	90人	
			(うち専門職学位課程 90人)
理学府	基礎粒子系科学専攻	65人	
			〔うち修士課程 38人 博士後期課程 27人〕
	分子科学専攻	102人	
			〔うち修士課程 60人 博士後期課程 42人〕
	凝縮系科学専攻	146人	
			〔うち修士課程 86人 博士後期課程 60人〕

	地球惑星科学専攻	116人	$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 68人 \\ \text{博士後期課程} \quad 48人 \end{array} \right]$	
	生物科学専攻	81人		
数理学府	数理学専攻	210人	$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 108人 \\ \text{博士後期課程} \quad 102人 \end{array} \right]$	
	システム生命科学府	システム生命科学専攻		190人
医学系学府	機能制御医学専攻	96人	(うち博士課程 96人)	
	生殖発達医学専攻	39人	(うち博士課程 39人)	
	病態医学専攻	73人	(うち博士課程 73人)	
	臓器機能医学専攻	142人	(うち博士課程 142人)	
	分子常態医学専攻	92人	(うち博士課程 92人)	
	環境社会医学専攻	46人	(うち博士課程 46人)	
	医科学専攻	40人	(うち修士課程 40人)	
	保健学専攻	20人	(うち修士課程 20人)	
	医療経営・管理学専攻	40人	(うち専門職学位課程 40人)	
	歯学府	歯学専攻	172人	(うち博士課程 172人)
		薬学府	医療薬科学専攻	102人
			$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 60人 \\ \text{博士後期課程} \quad 42人 \end{array} \right]$	

工学府	創薬科学専攻	86人	
			〔うち修士課程 50人〕
			〔博士後期課程 36人〕
	物質創造工学専攻	72人	
			〔うち修士課程 42人〕
			〔博士後期課程 30人〕
	物質プロセス工学専攻	65人	
			〔うち修士課程 38人〕
			〔博士後期課程 27人〕
	材料物性工学専攻	65人	
			〔うち修士課程 38人〕
			〔博士後期課程 27人〕
	化学システム工学専攻	72人	
			〔うち修士課程 42人〕
		〔博士後期課程 30人〕	
建設システム工学専攻	58人		
		〔うち修士課程 34人〕	
		〔博士後期課程 24人〕	
都市環境システム工学専攻	65人		
		〔うち修士課程 38人〕	
		〔博士後期課程 27人〕	
海洋システム工学専攻	58人		
		〔うち修士課程 34人〕	
		〔博士後期課程 24人〕	
地球資源システム工学専攻	58人		
		〔うち修士課程 34人〕	
		〔博士後期課程 24人〕	
エネルギー量子工学専攻	86人		
		〔うち修士課程 50人〕	
		〔博士後期課程 36人〕	
機械科学専攻	125人		
		〔うち修士課程 74人〕	
		〔博士後期課程 51人〕	
知能機械システム専攻	93人		
		〔うち修士課程 54人〕	
		〔博士後期課程 39人〕	
航空宇宙工学専攻	91人		
		〔うち修士課程 52人〕	
		〔博士後期課程 39人〕	

芸術工学府	芸術工学専攻	200人	$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 140人 \\ \text{博士後期課程} \quad 60人 \end{array} \right]$
	デザインストラテジー専攻	40人	
システム情報科学府	情報理学専攻	73人	$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 46人 \\ \text{博士後期課程} \quad 27人 \end{array} \right]$
	知能システム学専攻	90人	
	情報工学専攻	97人	$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 58人 \\ \text{博士後期課程} \quad 39人 \end{array} \right]$
	電気電子システム工学専攻	65人	
	電子デバイス工学専攻	58人	$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 34人 \\ \text{博士後期課程} \quad 24人 \end{array} \right]$
総合理工学府	量子プロセス理工学専攻	125人	$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 74人 \\ \text{博士後期課程} \quad 51人 \end{array} \right]$
	物質理工学専攻	125人	
	先端エネルギー理工学専攻	116人	$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 68人 \\ \text{博士後期課程} \quad 48人 \end{array} \right]$
	環境エネルギー工学専攻	88人	
	大気海洋環境システム学専攻	102人	$\left[\begin{array}{r} \text{うち修士課程} \quad 60人 \\ \text{博士後期課程} \quad 42人 \end{array} \right]$

生物資源環境科学府	生物資源開発管理学専攻	72人	
			〔うち修士課程 42人〕
			〔博士後期課程 30人〕
	植物資源科学専攻	94人	
			〔うち修士課程 54人〕
			〔博士後期課程 40人〕
	生物機能科学専攻	77人	
			〔うち修士課程 44人〕
			〔博士後期課程 33人〕
	動物資源科学専攻	64人	
		〔うち修士課程 38人〕	
		〔博士後期課程 26人〕	
農業資源経済学専攻	35人		
		〔うち修士課程 20人〕	
		〔博士後期課程 15人〕	
生産環境科学専攻	58人		
		〔うち修士課程 34人〕	
		〔博士後期課程 24人〕	
森林資源科学専攻	107人		
		〔うち修士課程 62人〕	
		〔博士後期課程 45人〕	
遺伝子資源工学専攻	46人		
		〔うち修士課程 28人〕	
		〔博士後期課程 18人〕	

※ を付した学科は、学部の改組により学生募集を停止したものである。